

賛否など態度決定に至った理由・討論

| | |
|---------------------------|---|
| 令和5年9月定例会 | |
| 議案番号 議案名 | 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 議員名・会派名等 | 市民力(山中啓之、湯浅文) |
| 賛否態度 | 反対 |
| 賛否など態度決定 に至った理由や 討論 | <p>※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>本議案は「生活保護受給から当該受給者の現住所の情報を求められた際、業務上取得した当該受給者に係る戸籍の附票の写しの複写を誤って当該受給者に渡したことにより、当該受給者に関係する支援措置対象者(※)の現住所が漏洩した事故」として損害賠償額2,785,570円を支払う内容とされています。</p> <p>ちなみに「支援措置」とは、DV、ストーカー行為、児童虐待等の加害者から被害者を保護するため、住所の探索を目的とした住民票や戸籍の写し等の取得を制限する制度です。</p> <p>今回、市の職員のミスにより、対象者の個人情報漏洩事故が発生してしまいました。</p> <p>通常、損害賠償の決定の際には最低限、支払先と金額の内訳等が原則公表となっていますが、当該支援措置対象者が特定を強く懸念していることから市が公表しないと意思決定されたようです。約278万円の内訳はおろか、誰に支払うのか、本当に実在する対象がいるのかも裏付けが取れておりません。</p> <p>これまで、慎重を期する個人情報を含む議案の扱いについては、議案の文言に残るのを避けるため、議会開催前の会議において執行部より閲覧等の情報提供が行なわれ、議員には氏名・住所等の最低限の確認作業が行われてきた実績があると認識しております。しかし、今回、幹事長会議や議会運営委員会など、想定される会議に傍聴議員として出席しておりましたが、それらの場でも一切、前例に則った確認の場は持たれませんでした。これでは当該の損害賠償が本当に存在するのかすら把握できません。</p> |

当該事案の裏付けができない事を理由に常任委員会では反対討論をいたしました。その後、本日までにきちんとした裏付けとなるものが確認できるならば議案に賛成したいとの当然の思いから、担当課である生活支援課長たちと相談させて頂きながら対話を通じて解決策を模索し続けましたが、残念ながら現時点まで、肝心な情報は一切確認できない状況のままです。

もし、このままで住民監査請求があった場合、どう対応されるのでしょうか。また万一、文書偽造や公金横領が疑われた場合などにも、賛成することで議員としての責任が生じますので、賛成は致しかねます。

本来は法令に基づき個人情報に極めて慎重に扱う事が求められる市がミスを行い、その当事者である市が、最も信頼を置かれて然るべき議員にすら最低限の情報を共有せず、これまでと異なる前例のない扱いをする事に大きな違和感と疑問を抱いております。この点は本議案に留まらず、議会と執行部の関係性も浮き彫りにしていると考えます。

もしこのまま可決すれば、今後も個人情報を盾にして、市は自身が犯したミスの確認を議会ができないようにすることができてしまう事にはならないでしょうか。市のさじ加減一つで、議会に対する情報提供の質と量が左右される事にも繋がる前例を刻んでしまう事になります。

当然ながらこの議案が本当であれば支援措置対象者は被害者であるため、当人に一切落ち度はない事を念のため申し添えます。

ただ、今回の支出内容が実際に存在するのか最低限の確認もできないまま本議案を認める事は、議会のチェック機能として不十分であり、正当な支出であると認められる判断材料が揃っていないとは到底思えません。

以上の理由から、我々議会は最低限の確認作業を行う責務があると考え、苦渋の決断ではありますが、その作業の実現が叶わなかったため本議案には反対とさせていただきます。

以上を持ちまして反対討論とさせていただきます。